

# 航空機燃料譲与税法施行令の一部を改正する政令について

## 改正の内容

広島西飛行場が平成24年11月15日に供用廃止。  
→航空機燃料譲与税の対象から外れることとなるため、広島西飛行場を政令から削除する改正が必要。

### 広島西飛行場の概要

- ・設置管理者:広島県
- ・位置:広島県広島市
- ・供用開始日:昭和36年9月15日
- ・供用廃止日:平成24年11月15日

## 航空機燃料譲与税の概要

譲与総額	航空機燃料税収入額の2/13(平成23～25年度の間、2/9)
対象団体等	空港関係団体 38都道府県、129市町村 対象となる空港 83空港、15飛行場
譲与基準	○市町村 4/5 1/3 着陸料収入額によりあん分 2/3 騒音が著しい地区内の世帯数によりあん分 ○都道府県1/5 市町村の譲与基準により算定した額  *着陸料収入額の規模、空港の管理態様、空港の所在、騒音の程度により補正
使途制限	騒音により生じる障害の防止、空港及びその周辺の整備等空港対策に関する費用
譲与時期	9・3月
H25地財計画	140億円